

# 個人情報保護要綱

文書番号	要綱 04
改訂版数	第 1 版

第1版制定日	2018年 4月 1日
改訂日	年 月 日

**就労継続支援B型事業所 ファームなかた**  
〒 265-0043 千葉県若葉区中田町 2385-50 ☎ 043(228)0770  
特定非営利活動法人 ヘルスマネジメントあおぞら

個人情報保護要綱

制定・改訂履歴

項目	年/月/日	記 事	承認	照査	作成
第1版 制定	2018/ 4/ 1	・新規作成・制定	漆 崎	漆 崎	秋 葉

目 次

制定・改訂履歴	1
目 次	2
1. 目 的	3
2. 適用範囲	3
3. 運 用	3
4. 個人情報保護方針	4
5. 個人情報の取得及び提示	4
6. 個人情報の利用目的について	4
7. 個人情報の開示・訂正等について	4

# 個人情報保護要綱

## 1. 目的

この個人情報保護要綱(以下「本要綱」といいます。)は、特定非営利活動法人ヘルスマネジメントあおぞら(以下「本法人」といいます。)が運営する就労継続支援B型事業所ファームなかた(以下「本事業所」といいます。)が、個人情報の保護に関する法律(以下「法」といいます。)にもとづき、個人情報保護方針及び本事業所における個人情報の取り扱いについて定めることを目的とします。

## 2. 適用範囲

本事業所の利用者及びその家族に関わる個人情報の取り扱いをその適用範囲とします。

## 3. 運用

- (1) 本要綱は、個人情報保護方針を適確に遵守し、個人情報の正確な管理を図ります。
- (2) 本要綱は、本事業所での個人情報保護に係わる協議に基づき起案し、施設長が照査したものを、理事長が承認することにより発効します。制定・改訂の履歴は記録します。
- (3) 用語の定義:本要綱で用いる用語の意味を次に示します。

用語	意味
個人情報	・法第2条1項によって『生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。』と定義されています。 ここでは、利用者及びその家族から提供された氏名、生年月日、性別住所、家族構成等で、1つあるいは2つ以上を組合すことによって、特定の個人を識別する、あるいは識別し得る情報を指すものとします。

### (4)配布・回収

- ①本要綱の最新版は、本事業所本部に常備し、本事業所関係者が常時閲覧可能な状態にしておくこととします。
- ②本要綱を改定した場合、必要に応じ本事業所関係者に配布します。その際、旧版の回収は配布を受けた関係者の廃棄により替えることができます。

#### 4. 個人情報保護方針

本事業所は、個人情報を正確かつ安全に取り扱い保護することが社会的責務と考えています。本事業所では、個人情報保護法をはじめとする個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人情報の正確性の確保と安全管理及び適正な収集・利用に努めます。

#### 5. 個人情報の取得及び提示

利用者及びその家族の「個人情報」の取得は、業務の範囲内において、適法かつ公正な方法で行ないます。

5-1.利用者及びその家族が本事業所のサービスを利用する場合、本事業所が指定するまたは自治体など第三者が指定する用紙に、利用者の個人が特定できる情報(氏名、住所、連絡先など)を記入してもらうことがあります。

5-2.本事業所に入入りする関係者は、本事業所の安全性から出入りする個人が特定できる情報(所属団体、所在地、連絡先、身分証など)を提示してもらう場合があります。

5-3.その他上記に付帯する全ての事項に関して、事業所の安全性、利用者のプライバシー遵守を重視しつつ必要に応じて個人が特定できる情報を所定の用紙に記入してもらう場合があります。

5-4.電話で本事業所に問合せいただく場合、問合せ者の個人が特定できる情報をお聞きする事があります。

#### 6. 個人情報の利用目的について

6-1.本事業所は、取得した個人情報を以下の事に利用する場合があります。

- (1) 利用者とその家族の安全を守る場合
- (2) 事業所の安全性を維持する場合
- (3) 事業所の運用に緊急を要する場合
- (4) マスメディア等の取材を受けた場合
- (5) 事業所の活動の様子を外部に広報する場合
- (6) その他事業所内で催す行事等で必要な場合

6-2.上記(4)～(6)で利用者の氏名または画像を公開する場合は、利用者及びその家族の承諾を得ることとします。

#### 7. 個人情報の開示・訂正等について

本事業所の保有個人データに関して、本人又はその代理人から開示・訂正・追加・削除・利用の停止・消去、又は個人データの第三者提供の禁止(「開示等」)の請求を受けた場合は、定められた手続きに従い、必要かつ合理的な範囲で対応します。